

福岡市電力の調達に係る環境配慮方針取扱要領

(趣旨)

第1条 本要領は「福岡市電力の調達に係る環境配慮方針」に定める、一般競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項を定める。

(評価基準)

第2条 評価点の算定等は、別表の「福岡市電力の調達に係る環境配慮評価基準」により行うものとする。

(評価報告書)

第3条 前条の評価基準により算定した評価点等は「福岡市電力の調達に係る環境配慮方針における評価報告書(様式第1号)」に記載するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成30年2月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成31年2月18日から施行する。
- 4 この要領は、令和2年2月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和3年6月1日から施行する。
- 6 この要領は、令和4年2月1日から施行する。
- 7 この要領は、令和4年6月1日から施行する。
- 8 この要領は、令和5年2月1日から施行する。
- 9 この要領は、令和5年11月1日から施行する。

別表 福岡市電力の調達に係る環境配慮評価基準

	環境配慮評価項目	要件
1 必須項目	電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数の情報の開示状況	開示している ※1

	環境配慮評価項目	数値等	評価点
2 基本項目	1 kWhあたりの二酸化炭素排出係数 (kg-CO2/kWh) ※2	0.375 未満	70
		0.375 以上 0.400 未満	65
		0.400 以上 0.425 未満	60
		0.425 以上 0.450 未満	55
		0.450 以上 0.475 未満	50
		0.475 以上 0.500 未満	45
		0.500 以上 0.525 未満	40
		0.525 以上 0.550 未満	35
		0.550 以上 0.575 未満	30
		0.575 以上 0.600 未満	25
		0.600 以上	0
	未利用エネルギー活用状況 ※3	0.675 %以上	10
		0 %超 0.675 %未満	5
		活用していない	0
	再生可能エネルギー導入状況 ※4	8.0 %以上	20
		5.0 %以上 8.0 %未満	15
		2.5 %以上 5.0 %未満	10
		0 %超 2.5 %未満	5
		活用していない	0
	合 計		
3 加点項目	環境マネジメントシステムの導入状況 ※5	ISO14001またはエコアクション21の認証登録	10
		環境報告書の発行あり	5
	省エネに係る情報提供 ※6	電気使用量の見える化サービスの展開又は 使用量超過時に通知を行う仕組みあり	5
	簡易的ディマンドレスポンスの取組 ※7	需要家参加型ディマンドレスポンスの実施あり	5
	地域における再エネの創出・利用の取組 ※8	地産地消メニューの提供あり	5

※1 電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数の情報の開示状況

経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 1 kWh あたりの二酸化炭素排出係数

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって公表されている最新の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数をいう。

なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で最新の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

※3 未利用エネルギー活用状況

未利用エネルギーの活用状況とは、下記算定方式に示す方法により算出した数値をいう。

(算定方式)

$$\text{未利用エネルギー活用状況(\%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)} \text{ (kWh)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)} \text{ (kWh)}} \times 100$$

※前年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※前年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

- ① 工場等の廃熱又は排圧
- ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
- ③ 高炉ガス又は副生ガス

また、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利

用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※4 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの導入状況とは、下記算定方式に示す方法により算出した数値をいう。

(算定方式)

$$\text{再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh））
- ② グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）
- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量（kWh）
- ⑥前年度の供給電力量（需要端）（kWh）

※前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。他小売電気事業者への販売分は含まない。

※前年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。

※5 環境マネジメントシステムの導入状況

自社において、ISO14001またはエコアクション21の環境マネジメントシステムを導入し、外部審査機関による認証登録を行っていることをいう。有の場合には、様式第1号に認証登録証及び環境方針の写しを添付すること。

また、環境報告書の発行とは自社の環境への取組をまとめた「環境報告書」を作成し、かつ、発電事業に関する活動状況が記載されていることをいう。環境報告書では、環境配慮促進法に定める「環境報告書の記載事項」に掲げる項目を満たすことを要件とする。有の場合には、様式第1号に最新の環境報告書を添付すること。

※6 省エネに係る情報提供

スマートメーターで時間単位ごとに計量し、電気使用量や電気料金を需要家が確認することができる「見える化サービス」を展開していること。

または、需要家が設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること。

情報の提供媒体はWeb、アプリ等問わない。

※7 簡易的デマンドリスポンスの取組

自社が電力需給の状況に応じて設定したデマンドリスポンス対象時間に需要制御を行った需要家に対して電気料金の経済的優遇や自社ポイントの付与等の措置を実施していること。

※8 地域における再エネの創出・利用の取組

再生可能エネルギー電気の発電、環境価値の付加、電力の利用を特定地域内で行う地産地消の電力メニューを有していること。

(様式第1号)

福岡市電力の調達に係る環境配慮方針における評価報告書

令和 年 月 日

福岡市長 様

報告者
住 所
名 称
代表者氏名

福岡市電力の調達に係る環境配慮評価基準により算定した評価点等を下記のとおり報告します。
なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 環境配慮評価項目（必須項目）

環境配慮評価項目	開示方法	番号	添付資料
電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数の情報の開示状況	①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()		根拠資料

2 環境配慮評価項目（基本項目および加点項目）

環境配慮評価項目	数値等	評価点	合計点	添付資料
1kWhあたりの二酸化炭素排出係数 (kg-CO2/kWh)				
未利用エネルギー活用状況 (%)				根拠資料
再生可能エネルギー導入状況 (%)				根拠資料
環境マネジメントシステムの導入状況	ISO14001/エコアクション21の認証登録			根拠資料
	環境報告書の発行			根拠資料
省エネに係る情報提供	電力使用量の見える化サービスの展開 又は使用量超過時に通知を行う仕組み			根拠資料
簡易的ディマンドリ spons の取組	需要家参加型のディマンドリスポ ンスの実施			根拠資料
地域における再エネ創出・利用の取組	地産地消メニューの設定			根拠資料
総合点				

注) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。